



マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

第618号 この資料は全部お読みいただいて3分です。

今回のテーマ： 四半期開示の見直し

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－」（以下、DWG報告）が、2022年6月13日に公表されました。DWG報告では4つの分野（サステナビリティ、コーポレートガバナンス、四半期、その他）の開示に関する提言が行われ、うち、四半期については、上場企業に求められる第1及び第3四半期の四半期報告書の開示義務を廃止し、取引所の規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切であるとされました。

四半期開示を巡る動向

わが国では2008年4月から四半期開示制度が始まり、上場企業は四半期ごとに「四半期報告書」の提出が義務付けられています。一方、海外の状況を見てみると、米国は四半期開示を継続していますが、欧州は開示義務が廃止され、任意での四半期開示が定着しています。

このような状況の中で、2021年の自民党総裁選に岸田文雄氏が出馬した際に公約のひとつとして四半期開示の見直しが掲げられ、首相に就任してからは、「新しい資本主義」の重要施策として引き継がれています。DWGでは、岸田首相の主張する、四半期ごとの開示が短期的な視点での経営につながり、目先の利益を追求するようになるといった考え方には否定的な見解も強かったものの、同じようなタイミングで開示される四半期決算短信と四半期報告書の重複を避けることにより、コスト削減や開示の効率化が達成可能であるとの指摘もあり、四半期開示の「一本化」が提言されました。

四半期報告書と四半期決算短信のいずれに「一本化」するかという点については、開示のタイミングの遅い四半期報告書に集約させると情報の有用性・適時性を低下させるおそれがある一方で、速報性の観点から四半期決算短信の内容が簡素化されていることも踏まえ、開示内容を再検討することを前提に、四半期決算短信に集約することとされました。

四半期開示の「一本化」に向けた課題

四半期決算短信に集約した場合の課題として、義務付けのあり方、開示内容、虚偽記載に対するエンフォースメント、監査法人によるレビュー等の検討が必要であるとされています。

すなわち、全ての上場企業に四半期決算短信を義務付けるのか、四半期報告書に比べて簡素化された四半期決算短信の開示内容をどのように見直すか、虚偽記載に対して法による規制をどのように執行するか（たとえば、四半期決算短信を金融商品取引法に基づく臨時報告書として開示するか）、現在では対象外となっている四半期決算短信に対する四半期レビューの必要性をどのように考えるか、第2四半期に提出する半期報告書に対する保証のあり方をどのように考えるか、等が継続して検討される見込みです。

お見逃しなく！

DWG報告では、四半期決算短信への「一本化」のほか、有価証券報告書における非財務情報の開示、具体的には、国際的なフレームワークと整合的な「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つの構成要素に基づくサステナビリティ情報、気候変動対応、人材育成方針（多様性の確保を含む）や社内環境整備方針、上記の「方針」と整合的に測定可能な指標（インプット、アウトカム等）の設定、その目標及び進捗状況、女性管理職比率、男性の育児休業取得率及び男女間賃金格差、更には、取締役会や委員会等の開催頻度、主な検討事項及び個々の構成員の出席状況、監査役等によるKAMについての検討状況の開示、並びに英文開示等についても言及されています。これらの制度整備が進むと情報開示のあり方が大きく変わる可能性がありますので、今後の議論の行方が注目されます。